金野十三男　後藤　清
三宮　幸敏　高城　敏雄
高橋　信一　武末　清助
千葉　昇　徳永　重幸
中山節太郎　沼田　肇
林田　重輝　原　壽夫
房川　喜延　藤橋十三男
古川　昇　益谷　健夫
松山　昇　眞邊　誠一
宮川　清　宮崎　憲司
宮野　昇　村上　昇
山坂　末蔵　山田金之助

綿引儀左衛門

旭日単光章を授ける（各通）

石栗　正人　内山　高壽
片山　文雄　上村　豊
木村　一雄　木村幹次郎
河野　恭廣　小林　功
杉山　隆初　鈴木　福松
地頭　義一　深澤　正明
松本　壽男

瑞宝小綬章を授ける（各通）

赤池　直　赤澤　保
赤松　亨　赤嶺　弘己
圷　徹　浅井　要
井岡　惇一　石井　四郎
市原　政人　出井　顯
伊東　隆久　伊藤　昇
井上　佳純　井上　義一
五代儀多喜男　岩井　公明
岩田　和男　上野　幸雄
江藤　政一　江藤美喜子
大泉　慶一　大泉　民男
大塚　喜六　大塚　昌元
大宮あや子　岡田　榮
奥井　正光　奥谷　坦
尾崎　正義　梶田　忠博
河田　司朗　河野　正
川守田猪三郎　神田　亮三
桐畑　末定　倉澤　達彌
栗城　譲　栗原　子雄
小林　久美　小森ツルヨ
齋　精　斉藤　康司
酒井　治作　櫻下　文男
佐藤　保廣　椎塚　二郎
信夫　忠司　芝　憲三
佐藤　善美　高久　正二
田中　勲　戸田美千穂
長谷川信康　廣瀬　正利
藤林理一郎　松岡　幸一
光井　琢磨　宮下　茂雄
山口　軍一　山根　武
及川甲子郎　川口　惠
木村　亨　佐藤　五朗
種子島一弘　藤井　敏子
赤松　純明　秋山　幸郎
粟津　祐平　石黒　稔
伊藤　重信　伊東　正一
井上　義人　岩井　廣志
内野　誠　遠藤　三男
太田　榮　大西　正民
岡本　正志　奥村　秀雄
河崎　榮一　河村　幸男
岸本　孝道　倉智　正人
小林　智彦　後藤　茂
斎藤　俊宏　佐々木秀良
重永　利雄　島田　三郎
島本　眞　白井　高明
白築　庫敏　菅原　悌三
鈴木　吾策　積光　聰
高木　繁雄　高橋定三郎
竹原甲子夫　田中　繁康
田中　英彦　田原　郁朗
恒岡　利一　徳原　一
中川　良典　中原　敏夫
中山　覺海　名倉　万雄
西村　敞　沼生　克子
橋岡　正義　波多野　昇
原口　喜夫　曳田　笹一
日高　宗教　福田　達
藤井　弘　藤森　晃道
渕　政孝　前田繁太郎
増田　武俊　松藤　久孝
三浦　虎雄　御手洗茂吉
宮崎　敏明　森岡　一磨
森友　祐正　柳　俊信
山野　斌　山本　英夫
湯澤　麻男　吉岡本三郎
瑞宝双光章を授ける（各通）
明比　義雄　水田　光次
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月一日）
下野　一二　白石　孝徳
新谷　等　杉江　由里
鈴木　彰二　瀬木　隆
高橋甲子雄　高畑　巖
竜田　好司　田中　司
谷口　濟　千々岩芳男
津曲　弘美　内藤　保夫
中島　秀道　中村三五郎
長島　芳造　贊川　永吉
西脇　文夫　野内　八重
橋本　依雄　花立　一郎
馬場　壽一　久永　武士
平江　一男　福本　章
藤岡　善庸　藤原初太郎
古田　久二　前田　豊三
松尾　廣知　松永　仁貴
水嶋増太郎　宮木　博
宮部　芳朗　森川　茂忠
安江　恒男　柳澤　春雄
山本　和夫　矢満田武門
湯本　孝　吉田　定義
鈴木　政雄　室矢　正
下山　甲　白坂　善照
菅野　鉦一　鈴木　泉
鈴木　宏　千田　正
高橋　忠雄　高山源重郎
竜田　清信　田中　英祐
玉川　一夫　土田　吾朗
藤堂　久行　中岡　修也
中出　弘　中村　敏久
長野　豊　西島　夏雄
沼尾　博　野村　昭久
長谷川操佑　原　嘉次郎
比江島安喜子　日高　利雄
平野　充男　福寄　勉
藤川　芳郎　藤原　正巳
保浦　義彦　前野　朝子
松尾　盛男　丸木　進
水田　武男　三宅　弘
宮本　敬　古川　熊一
屋田　暢雄　山下　清雄
山本　一三　湯川　勝太
横井　肅　渡邉　直亨

官庁報告

公聴会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十四年八月十五日

中国経済産業局長　井辺　國夫

一　件名　水島瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十四年九月五日　午後二時から

三　場所　ホテル水島海員会館会議室（岡山県倉敷市水島東千鳥町三番二十七号）

四　事案の要旨

1　延滞利息制度の導入に係る一般ガス供給約款の変更

2　詳細は、中国経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課ガス事業室（広島県広島市中区上八丁堀六番三十号）及び水島瓦斯株式会社（岡山県倉敷市水島福崎町三番三十号）において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した中国経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「水島瓦斯関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十四年八月二十二日までに中国経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課ガス事業室（郵便番号七三〇―八五三一　広島県広島市中区上八丁堀六番三十号）に到達するよう提出すること。

なお、意見陳述の届出が多数の場合は、中国経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、往復はがき（住所、氏名及び「水島瓦斯関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十四年八月二十二日までに中国経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課ガス事業室に到達するよう申し込むこと。

なお、申し込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

中国経済産業局長　殿

（ふりがな）
届出者　氏　名

（郵便番号）

住　所

（電話番号）

職　業

水島瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。